

## 6 性の逸脱行為

【男子生徒】

### 初期対応のポイント

- ① 管理職と生徒指導主事に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。
- ② 発生現場や警察等へ急行し、事実を確認する。
- ③ 重大な犯罪行為であるという毅然とした態度を示す。

### 対応の手順

#### 事実確認

発生現場や警察等への急行  
・複数の教職員で対応する。

#### 事実確認

- ・被害者から確認する。(まずは被害を与えたことを謝罪する。)
- ・警察から確認する。(事件の概要、今後の捜査状況など。)
- ・当該生徒から事情聴取する。(毅然とした態度を示す。)
- ・関係した生徒から事情聴取する。(個別に事実確認を行う。)

#### 連絡・報告と情報管理

##### 情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告  
(HR担任は、分かっている範囲で、事実のみ正確に伝え、生徒指導主事は、情報を一元的に集約し、時系列で正確に記録する。)
  - ・保護者への緊急連絡(発生場所又は警察署等へ本人を引取りに行くよう依頼する。)
  - ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて。)
- ※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。**

#### 保護者対応

##### 保護者への対応

- ・保護者と生徒のコミュニケーションをサポートする。

##### 保護者への助言

- ・被害者対応(謝罪等)について助言する。  
(当該生徒及び保護者を含めた誠意ある謝罪をさせることが大切である。)
- ・家庭での話し合いについての助言をする。  
(叱るだけではなく、行為に至った心情や背景等内面の理解を重視する。規範意識の高揚につながるように接する。)

#### 対応方針の協議

##### 関係者による緊急対策会議

- ・警察へ連絡し、出来る限りの情報を収集
- ・被害生徒や保護者への指導、支援
- ・指導方法を協議

##### 緊急職員会議

- ・全教職員への周知と共通理解
- ・今後の対応策の検討と役割分担
- ・指導方法を決定

#### 学校の対応

##### 生徒への対応・指導

- ・社会的及び道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項への理解や指導
- ・非行事実やその問題性の認識と反省

##### 心のケア

- ・心のケア及び立ち直り指導や支援

##### 関係機関との連携

- ・必要に応じて、警察や医療機関、こども家庭相談センター等の関係機関との連携

#### 生徒・保護者への対応や指導

##### 当該生徒への対応

##### 指導方針及び方向性

- ・再発防止に向けた指導や支援
- ・被害者への謝罪についての話し合い

##### 心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーの支援

##### 保護者への対応

##### 概要説明等

- ・保護者に来校を求めている面談

##### 今後の対応及び方向性

- ・当該生徒にへの支援の在り方についての相談
- ・学校の指導や支援方法についての説明
- ・被害者への対応(謝罪等)の相談

## 【女子生徒】

### 初期対応のポイント

- ① 生徒や保護者の意向を踏まえた上で、生徒のプライバシーに十分配慮する。
- ② 女性教職員による対応を行う。
- ③ 相談を受けた教職員が一人で抱え込まない。
- ④ 医療機関への受診や警察への通報等具体的な提案をする。
- ⑤ 警察や少年サポートセンター及び医療機関等と連携して対応する。

### 対応の手順

#### 事実確認

##### 生徒自からの相談

##### 聴取の際の留意点

- ・面談の時間をもち、詳細に聴取する。(原因や背景及び経過など。)
- ・聴取は、できるだけ女性教職員で行う。
- ・客観的な情報を丁寧に確認する。(妊娠や性感染症及び体の変調など。)
- ・生徒のプライバシーや話したくないことに配慮する。(本人の心情を考慮)

##### 具体的なアドバイス

- ・医療機関への受診を勧める。
- ・警察への通報を働きかける。

##### 保護者連絡

- ・面談後、保護者へ生徒の考えや状況を連絡する。(保護者に理解と配慮を求める。)

##### 保護者からの相談

##### 聴取の際の留意点

- ・面談の時間をもち、詳細に聴取する。(原因や背景及び経過など。)
- ・保護者が希望する場合は、女性教職員が相談に応じる。
- ・客観的な情報を丁寧に確認する。
- ・保護者の心情に共感しながら話を聞く。

##### 具体的なアドバイス

- ・医療機関への受診や警察への通報等具体的な提案をする。
- ・他の関係機関等について紹介する。

#### 直接生徒に対応する教職員の留意事項

##### 教職員自身

- ・教職員が自分自身で抱え込まず、組織で対応する。

##### 当該生徒に対して

- ・医療機関への受診や警察への通報等を具体的に働きかける。
- ・どんなことがあっても、最後までかかわりをもつことを伝える。
- ・対応については、他の教職員の介入も不可欠であることから、本人に説明し、納得させた上で支援を求める。
- ・保護者や生徒本人の心情を十分理解し、配慮する。



#### 対応方針の協議

##### 生徒指導委員会等の関係者による会議

- ・管理職へ連絡する。(事実のみ正確に。)
- ・生徒や保護者及び教職員からの情報を集約する。
- ・生徒や保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する。
- ・必要に応じて、関係機関等に支援を要請する。



#### 学校等の対応

##### 基本的な対応・指導

- ・問題性や危険性を認識させ、反省させる。
- ・心理的不安を解消させる。
- ・社会的及び道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項、男女の人間関係の在り方について理解を深めさせる。

##### 留意点

- ・「男女交際」については、一般論としての指導だけでなく、実態に応じた個別対応が必要である。
- ・「自分だけではない。」という安心感や「人に後れをとりたくない。」という誤った価値観、金品が入ることへの期待感や楽しさから安易に性行為をしてしまうことに、真正面から反対する。

#### 再発防止に向けた取組

##### 学校としての対応

- ・校内における教育相談体制を充実させる。
- ・非行防止教室や性被害防止教室を開催する。
- ・保護者との連携を強化する。

##### 教職員への対応

- ・指導力向上のための事例検討会を実施する。

## 7 家出

### 初期対応のポイント

- ① 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する。
- ② 管理職と生徒指導主事に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。
- ③ 保護者に対して、「行方不明者届」を早めに提出するよう勧める。
- ④ 警察等関係機関と最大限の連携協力体制をとりながら、搜索する。
- ⑤ 保護者の意向を踏まえた上で、生徒のプライバシーに十分配慮し行動する。

### 対応の手順

#### 連絡・報告と情報管理

##### 情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への連絡
  - ・関係各校への連絡や連携及び情報交換（同行者がいる場合）
  - ・教育委員会への報告（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて）
- ※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。**



#### 情報の収集

##### 初期対応

- ・当該生徒の自宅が留守にならないよう依頼する。
- ・電話や家庭訪問及び保護者の来校等により、互いの情報を交換し整理する。
- ・出身中学校と連携する。
- ・複数の教職員で対応する。

##### 保護者への確認ポイント

- ・保護者から家出原因（動機）等の聴取
- ・当該生徒が使っている部屋や場所、物の確認
- ・書き置きやメモの有無（生命等緊急性の有無、家出先の推定）
- ・携帯電話所持と携帯の有無（発信着信履歴、メール・プロフ・ブログ等の内容から家出先の推定）
- ・所持金や通帳の持出し（交通機関、行動範囲、家出期間等の推定）
- ・所持品や服装及びその内容（家出期間の推定、搜索する際の特徴）
- ・最近の交友関係や興味及び関心事
- ・行き先や立寄り場所等の心当たり
- ・警察署へ「行方不明者届」の提出

##### 交友者、知り合いへの確認ポイント

- ・行き先や居場所等の心当たり
- ・携帯電話への連絡や着信の有無
- ・他の交友者や知り合いの有無



#### 関係者による緊急対策会議

- ・保護者や教職員及び生徒等からの情報収集と整理
- ・具体的な対応策を検討（最悪の事態を想定した対応策を検討）



#### 搜索の手順

- ・放課後等を活用した教職員による搜索チームの編成
- ・搜索ビラの作成（保護者了解のもと、本人の顔写真や特徴及び連絡先を記載したもの。）
- ・立寄りや立回り先が予想される場所のピックアップ
- ・複数の教職員で行動（緊急時に備え携帯電話を携帯）
- ・当該生徒を発見した時の連絡体制の整備
- ・広域班や自宅周辺班など広範囲における搜索場所の分担
- ・教職員の健康面を配慮した体制と計画づくり
- ・情報集約担当を置き、搜索経過を逐一報告
- ・搜索終了時間を決め、情報集約後、保護者と教育委員会等に報告

## 検索及び連携

### 検索上の留意点

- ・保護者の意向を踏まえる。
- ・当該生徒のプライバシーに配慮した行動をする。
- ・携帯電話に、電話やメールを入れ続ける。(家出したことを責める内容は厳禁)
- ・最寄り駅やバス停等付近の検索をする。
- ・保護者には、必ず一人は家を離れないように依頼する。

### 警察との連携

- ・家出が長期間にわたる、犯罪や事故遭遇の恐れがある、生命に関わる場合は、管内の警察へ相談に赴き協議する。  
(携帯電話を携帯している場合、生死に関わる等の特別な場合に限り、位置探索を実施する。)
- ・行方不明者届を提出する場合には、印鑑、写真等が必要である。  
(教職員が保護者に代わって、行方不明者届を提出することが可能。)

### 最寄り駅、立寄り先等の連携

- ・駅員や従業員等に対し、顔写真や手配書を提示して、目撃情報の収集を行う。(保護者了解のもと、駅や店内に捜索ビラの掲載等を依頼)



## 帰宅後の対応

### 学校及び当該生徒への対応

- ・当該生徒の指導や支援(心のケアも含む。)
- ・他の生徒への指導(普段どおりに接するよう指導)
- ・校内における教育相談体制の充実

### 保護者との連携

- ・保護者への助言(当該生徒への指導方法など)
- ・保護者との連携強化(信頼関係の構築)

### 関係機関等の連携

- ・家出に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合⇒出身中学校等
- ・知能や身体及び情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合⇒関係機関・医療機関
- ・犯罪に関わった可能性がある場合⇒警察
- ・怪我や病気等が認められる場合⇒医療機関
- ・一時保護を必要とする場合⇒こども家庭相談センター

(参考)

## 最近の家出の傾向

- ・インターネットで知り合った全く面識のない人物を頼って家出をする生徒が増えている。
- ・奈良県下においても、家出サイトで知り合った生徒が、東京都に住む人物を頼って家出をした例がある。
- ・家出サイト以外にも、ゲームサイトやプロフ及びブログで知り合う場合が多い。

## 8 自殺予告

### 初期対応のポイント

- ① 冷静に内容を把握し、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」に従って対応する。
- ② 寄せられた情報を分析し、迅速にその内容が事実かどうか確認する。
- ③ 管理職の指示のもと保護者や関係機関と連携をとりながら、命にかかわる重大事象として学校全体の問題ととらえ、全教職員が組織的に対応する。
- ④ 当該生徒の安全確保を最優先させ、所在不明時には、警察等とも連携し、発見に全力を尽くす。
- ⑤ 当該生徒が発見された場合又は最悪の事態が発生した場合、冷静にその対応に全力を注ぐ。

### 対応の手順

#### 電話や手紙・メールなど

##### 迅速冷静な初期対応

- ・予告内容を分析し、迅速に関連する情報を収集しながら対応チームを立ち上げる。また、会話や返信が可能な場合は、早まった行動に出ないよう相手を粘り強く説得する。

##### 関係機関への連絡と連携

- ・緊急を要する場合は、直ちに教育委員会・警察署・出身中学校へ連絡し、連携をとりながら対応する。

##### 全教職員で対応

- ・緊急職員会議を開き、全職員に関係する情報と対応策を示し、共通理解を図る。
- ・教職員は、すぐにそれぞれが担当する任務を遂行する。

##### 育友会（PTA）役員との連携

- ・育友会（PTA）役員に連絡を取り、状況と学校の対応について理解を求める。

##### マスコミ対応

- ・マスコミ対応については、窓口を一本化する。

##### 留意点

- ・当該生徒の安全確保を最優先に対応する。

#### ネット上の書き込みなど

##### 迅速冷静な初期対応

- ・予告内容を分析し、迅速に関連情報を収集しながら対応チームを立ち上げる。また、生徒の所在が不明の場合は、警察と連携し、※「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に沿って対応し、予告してきた生徒を特定し、早まった行動に出ないよう粘り強く説得する。

##### 関係機関への連絡と連携

- ・直ちに教育委員会と警察署へ連絡し、連携しながら対応する。

##### 全教職員で対応

- ・緊急職員会議を開き、全職員に関係者の情報と対応策を示し、共通理解を図る。
- ・全職員は、すぐにそれぞれが担当する任務を遂行する。

##### 育友会（PTA）役員との連携

- ・育友会（PTA）役員に連絡を取り、状況と学校の対応について理解を求める。

##### マスコミ対応

- ・マスコミ対応については、窓口を一本化する。

##### 留意点

- ・専門家やプロバイダ等の協力も視野に入れ対応する。

### 初期対応後の対応

#### 教職員への情報提供及び対応策の共通理解

##### 全教職員で対応

- ・随時、新しく入手した情報を全教職員に伝え、共通理解を図る。
- ・管理職を中心に、変化する対応策をわかりやすく全教職員に伝える。
- ・搜索が必要な場合は、搜索活動に協力・参加する。
- ・当該生徒の保護者へは、HR担任を中心に対応する。
- ・新しいメールや書き込みがないか、常にチェックする。

#### 自殺予告者への対応

##### 当該生徒

- ・当該生徒が特定できている場合は、関係機関と連携しながら本人の安全確保に全力を注ぎ、様々な手段を使って、本人への呼びかけを継続して行う。
- ・当該生徒が特定できない場合は、対象と考えられるすべての生徒に命の大切さを訴えられる集会やHR活動及び家庭訪問等を実施し、事象発生の予防に取り組む。

##### 留意点

- ・当該生徒が特定できていない状況での対応は、より慎重かつ冷静な行動が要求される。

#### 全生徒に対する対応

##### 安全確保

- ・迅速に全生徒の所在及び安全確認に取り組む。

##### 心の診断とケア

- ・不安を抱える生徒がいないかアンケート調査等を実施する。

### 保護者・育友会（PTA）役員への対応

#### 協力依頼

- ・保護者やPTA役員への説明や協力依頼が必要な場合は、緊急の保護者会やPTA役員会を開く。
- ・特に、当該生徒が特定できない場合や特定できても所在不明の場合は、保護者やPTA役員と連携し、適切な対応を進める。

### 関係機関との連携

#### 専門家や警察等との連携

- ・教育委員会や警察及びその他関係機関と連携し、常に綿密な連絡を取り合いながら事象の解決に取り組む。
- ・インターネット上の書き込み等に関連して、対応に専門的な知識や技術が必要な場合は、専門家やプロバイダ等に協力を依頼する。

### 自殺予告者を保護した場合の対応

- ・まずは無事であったことの喜びを当該生徒に伝え、傷ついた心を和ませることに努める。
- ・当該生徒を責めるのではなく、寄り添いながら心のケアに努める。
- ・スクールカウンセラー等を活用しながら当該生徒の立ち直りを支援する。
- ・当該生徒の保護者との連携を密にし、校外外において随時本人の様子を見守る。
- ・様々な関係機関と連携し、当該生徒の立ち直りと事象の再発防止に取り組む。

### 最悪の事態が発生した場合の対応

- ・警察及び関係機関と連携し、迅速に情報収集や対応策の作成に取り組む。
- ・緊急職員会議を開き、全教職員に情報の共通理解を図る。
- ・PTA役員と保護者に事象の報告と今後の対応策を示し、理解を求める。
- ・マスコミ対応の窓口を一本化する。
- ・生徒には、緊急の全校集会とHRで事象を説明し、命の大切さについて指導する。
- ・直ちに、生徒の心の状態を知ることのできるアンケート調査等を実施する。
- ・スクールカウンセラーを配置し、生徒の心のケアに努める。
- ・様々な関係機関と連携し、事象の再発防止に全力で取り組む。

## 再発防止に向けた取組

### 教職員の研修や対応

#### 研修

- ・事象の原因をしっかりと分析し、全教職員がそのことを教訓とできる研修を定期的実施する。

#### 点検

- ・定期的に教職員が互いの担当HRの生徒だけでなく、全校生徒の出席状況や心の状況、行動を点検できるような学校づくりを行う。

### 生徒への指導

#### 心の診断とケア

- ・命の大切さや生きる喜びを体感できるようなHR活動や集会を定期的実施し、生徒の強い心を育てる。
- ・生徒の心の状態を知ることのできるアンケート調査等を定期的実施し、心の状況をチェックする。

### 保護者・育友会（PTA）役員との連携

#### 協力体制の確立

- ・生徒の大切な命を守るための取組の紹介や様々な場面での協力依頼を保護者会やPTA役員会の中で継続的に行う。

### 関係機関との連携

#### 専門家及び関係機関との連携

- ・専門家及び関係機関に生徒の見守りや様々な情報提供をお願いし、連携を深め、生徒の健全育成に取り組む。

※ 総務省や（株）テレコムサービス協会のホームページから参照可

## 9 喫煙

### 初期対応のポイント

- ① 喫煙又は喫煙具所持を発見したときは、その場で喫煙又は喫煙具を所持していることをしっかりと確認し、そのことを生徒自身に認めさせる。
- ② その場で叱責するのではなく、落ち着いて話のできる場所で、まずは本人から話を聞く。
- ③ 話を聞いた後、喫煙行為又は喫煙具所持が法的にも校則としても健康面からも認められないことをしっかりと指導する。
- ④ 振り返りの機会を設定し、行動の問題点について反省させる。
- ⑤ 保護者に連絡し、当該生徒同席のもと事象の説明と学校の指導の方針を伝える。

### 指導の手順

#### 当該生徒への指導

##### 事実確認

- ・喫煙又は喫煙具所持の事実をしっかりと認めさせる。
- ・本人から喫煙又は喫煙具所持の理由や動機、喫煙具の入手先、本数や依存度等、その背景の話を聞く。
- ・いかなる場合も喫煙又は喫煙具所持が認められていないことをしっかりと理解させる。
- ・振り返りの機会を設定し、行動の問題点について反省させる。

##### 保護者への連絡

- ・保護者を学校に召喚するか家庭訪問をし、本人を同席させた上で、事象の説明と学校の指導の方針を伝える。また、再発防止のための協力も依頼する。

##### 指導

- ・継続した指導に入る。

##### 留意点

- ・保護者への説明は、生徒にさせるのではなく、教職員が当該生徒同席のもと行う。

#### HRや全校生徒への指導

##### 全体指導

- ・喫煙が健康や身体の成長に悪影響を及ぼすことや法律で禁止されている行為であることなど、HR活動や様々な集会等で指導する。
- ・関係機関の講師等を招いて、喫煙防止教室や講演会を実施する。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の喫煙に対する意識や行為を把握し、その後の指導に活用する。

##### HR活動

- ・生徒が自ら考え、意見を出し合える喫煙についての学習会を設定する。



### 指導内容

#### 当該生徒への直接指導

- ・喫煙を始めた時期や喫煙場所などを聞く。
- ・家庭や学校での生活、友人関係、学習状況、進路及び悩みなどについて聞き、生徒の理解に努める。
- ・この事象について今後どのような生活を送るのか、自己決定を促す。

保護者に対して

協力依頼と連携

- ・ HR 担任や学年主任及び生徒指導主事から保護者に事象の説明をする。
- ・ 家庭における喫煙の状況やその認知度について聞く。
- ・ 学校の指導方針を説明する。
- ・ 家庭においても保護者と当該生徒が十分話し合えるよう依頼する。
- ・ 保護者の喫煙に対する考え方を確認し、学校と保護者が常に連携をしながら当該生徒の健全な育成に取り組めるよう協力を依頼する。

関係機関と連携して

専門家や警察及び地域住民との連携

- ・ 専門家や警察及び地域住民と連携しながら、地域での喫煙防止にも取り組んでもらう。

## 10 交通事故対応

### 初期対応のポイント

- ① 事故現場又は警察・病院へ複数の教職員で急行し、事実確認を行う。
- ② 加害・被害者に関わらず、負傷者の救助を第一にする。
- ③ 管理職と生徒指導主事へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

### 発生直後

#### 現場到着

- ・現場到着後は、二次被害防止のため、両当事者を安全な場所へ移動させる。
- ・事情により、下記の事項について確認する。

#### 被害者の場合

##### 事故現場又は警察・病院へ

- ・複数の教職員で、事故の現場等へ直ちに急行する。
- ・通報者から、事故の状況・被害生徒の人定事項・負傷状況等を聴取する。
- ・救急車の出動の有無を確認する。

##### 保護者への連絡

- ・保護者に対し、被害生徒の事故の概要及び負傷状況について連絡する。  
(場合によっては、事故現場や搬送先の病院を知らせる。)

#### 加害者の場合

##### 事故現場または警察・病院へ

- ・状況により複数の教職員で、事故の現場へ急行する。

##### 加害生徒への対応

- ・当該生徒が興奮状態にある場合は、落ち着くように話しかけ、具体的な指示を与える。

##### 加害生徒からの聴取事項

- ・加害生徒自身の怪我の有無
- ・相手方の負傷程度と救急車の要請
- ・110番通報又は所轄署への連絡  
(警察や救急車への連絡がなされていない場合は、学校から連絡する。)
- ・保護者に対し事故の概要について連絡する。

### 連絡・報告と情報管理

#### 情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告（5W1H、事実のみを正確に）
- ・情報を一元化
- ・教育委員会への報告  
(事故の大きさや負傷の程度により、校長の判断で必要に応じて)
- ・関係学校への連絡(共犯者や被害者として他校生も関わっている場合)

**※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。**

### 生徒・保護者への対応

#### 当該生徒

##### 被害者の場合

- ・容体や怪我の状況等に応じて対応する。
- ・事故発生時の状況を詳しく聴取す

#### 当該生徒の保護者

##### 被害生徒の保護者

- ・被害生徒が怪我等により、病院へ搬送・入院した場合は、直接赴いて保護者と面会する。

る。

#### **加害者の場合**

- ・ 事故発生時の状況を聴取する。
- ・ 再発防止に向けた安全運転指導を実施する。
- ・ 被害者への謝罪及び対応について話し合う。
- ・ 心のケアが必要な場合は、教育相談係やスクールカウンセラーを要請する。

- ・ 事故の状況等について、家庭訪問や保護者に来校を依頼し、直接説明する。

- ・ 通学路における事故であれば、今後の改善点等について説明する。

#### **加害生徒の保護者**

- ・ 温かい態度で接し、加害生徒への避難は避ける。
- ・ 被害者への対応(謝罪等)について話し合う。
- ・ 相談機関の紹介を行う。

### **HRや全校生徒への指導等**

#### **臨時のHR活動、学年集会、全校集会等での指導**

- ・ 関係機関の講師等を招いて、交通安全教室や講演会を実施する。
- ・ 交通規範の遵守、命の大切さや交通事故の重大性について、安全意識の高揚を図る。

#### **保護者・育友会（PTA）との連携**

- ・ 安全意識について、各学校の方針について保護者及び地域、関係機関等の理解と協力を求める。
- ・ 交通事故防止のための文書等を作成・配布するなどの啓発を行う。

#### **通学路**

- ・ 通学路における事故の場合、その安全性や危険性について確認し、より安全な通学路を設定するなど改善を図る。

## 11 情報通信機器(携帯電話・PC等)

携帯電話やPCなどを通じたインターネット利用が生徒間にも普及する中で、現在、インターネット上でのいじめや誹謗中傷、また、インターネットを介した犯罪や有害情報などの問題が発生しており、こうした問題を踏まえ、「情報モラル教育」が不可欠になっています。



情報モラル教育が不可欠

### 情報モラル教育に必要な教員としての知識

#### 法令に関する知識

- ・ 出会い系サイト規制法、不正アクセス規制法、迷惑メール防止法、著作権法等

#### ネット社会の現状

- ・ 学校非公式サイト、プロフ、ブログ、出会い系サイト等のウェブサイトの存在
- ・ 生徒が情報通信機器を介して事件に巻き込まれたりかかわったりした事例

#### 情報モラル教材に関する知識

- ・ 市販されている教材や、無料で利用できる教材の把握

### 家庭との連携

#### 理解の共有

- ・ 情報通信機器の利用方法等についてアンケート調査し、その結果を共有する。
- ・ 学校における情報モラルに関する指導には限界もあり、家庭での指導が不可欠であることや、学校と保護者の役割分担について説明する。

### トラブル防止に向けて

#### 最新情報の取得

- ・ 情報モラルの専門家から最新情報を得るための機会を設け、被害を未然に防ぐ方法や、トラブルが起きた際の解決方法等を学ぶ。
- ・ ネット上の有害情報や犯罪等から生徒を保護するため、ネットパトロールを実施する。

#### フィルタリングの活用

- ・ 生徒が利用する携帯電話はフィルタリングがオンの状態で、PCはオフの状態出荷されているため、フィルタリングの利用を呼びかける。

#### 迷惑メール

- ・ 不審なメールは開かない、返信しないよう指導を行う。
- ・ PCの迷惑メール対策機能や、携帯電話の受信拒否設定機能を利用する。

### 被害発生時の対応

#### 関係機関への通報・相談

- ・ サイバー犯罪については、県警のサイバー犯罪対策室又は各警察署へ相談をする。
- ・ 電子商取引に関して、疑問や困ったことが発生した場合は、消費生活センターに相談をする。
- ・ 自殺予告など緊急を要する情報については、110番通報する。
- ・ 「ネット上のいじめ」があった場合、書き込みの内容を確認し、掲示板等の管理者及びプロバイダに削除依頼をする。

## 12 基本的な生活習慣の確立

### 基本的な生活習慣とは

- ① あいさつがしっかりできる。
- ② 時間をしっかりと守れる。(遅刻をしない等)
- ③ 食事をしっかりとれる。(朝・昼・夕食をマナーを守ってしっかり食べる等)
- ④ 生活の目標や計画を自分自身でしっかり立て、それを実行できる。
- ⑤ 身の回りの整理・整頓、掃除等が自主的にできる。
- ⑥ 服装や髪を正しく整えられる。
- ⑦ ボランティア活動等に積極的に参加できる。
- ⑧ 社会や家庭、学校等のルールをしっかりと守ることができる。

### 学校及び地域における指導のポイント

#### 観察

- ・入学時、中学校時代にどの程度の基本的な生活習慣が身に付いていたか観察する。
- ・特別支援教育の視点からも観察し、特別な教育的ニーズの把握に努める。

#### 指導

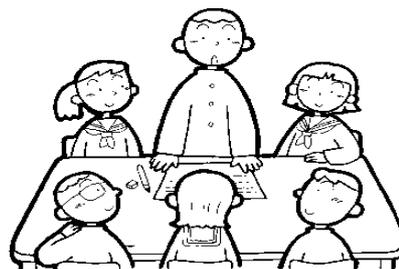
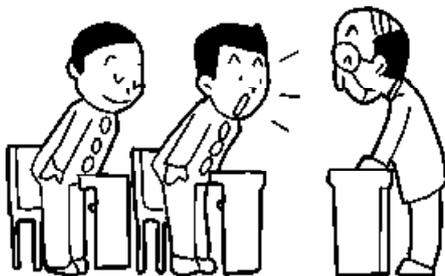
- ・特別活動を中心に生徒の人間関係づくりを工夫し、みんなが興味をもって授業や実習、部活動に取り組めるHR集団づくりをする。
- ・あいさつや掃除がきちんとでき、ルールを守れるHRづくりをする。
- ・様々な学習活動の時間を利用して、心の豊かさや規範意識の醸成に取り組む。
- ・あいさつ運動等、地域との交流を通して、基本的な生活習慣を身に付けさせる。
- ・生徒会を中心とした様々な活動に取り組みさせることで、生徒自身に「生きる力」をはぐくませ、人間性や社会性、指導性を身に付けさせる。
- ・部活動の中で、礼儀や言葉遣い及びマナー等を身に付けさせる。



### 高等学校における具体的な指導内容

#### 様々な場面での指導

- ・生徒会を活用し、生徒が自ら守れるルールづくりをさせる(授業態度、服装、時間及び掃除等)。また、あいさつ運動やボランティア活動において、地域社会の様々な年齢層の方々と交流することで、社会の一員としての自覚を身に付けさせる。
- ・特別活動や様々な学習活動の時間を活用し、生徒の心や人間関係づくりに取り組み、その中で規範意識や基本的な生活習慣を身に付けさせる。
- ・マナー講習会や職場体験の中で、社会のルールを学習させる。
- ・HR活動の中で、様々な悩みや不安及び問題を抱える仲間を互いに支え合える集団づくりに取り組む。
- ・文化祭や体育大会等の学校行事での多様な生徒間交流を通して、社会性や規範意識を身に付けさせる。



## 関係機関の連絡先

### ○非行・虐待など

県中央子ども家庭相談センター 0742-26-3788  
県高田子ども家庭相談センター 0745-22-6079

### ○いじめなど

全国統一「24時間いじめ相談ダイヤル」 0570-078310  
「ヤング・いじめ110番」(月～金 8:30～17:15)  
県警察少年サポートセンター 0742-22-0110  
県警察中南和少年サポートセンター 0744-27-4544

### ○非行・問題行動など

県警察少年サポートセンター 0742-22-0110 (月～金8:30～17:15)  
県警察サイバー犯罪対策室 0742-22-0110 (月～金8:30～17:15)  
県警察中南和少年サポートセンター 0744-27-4544 (月～金8:30～17:15)  
奈良少年鑑別所教育心理相談室 0742-22-4829  
更生保護「ひまわりテレホン」 0742-20-6000  
(祝日除く月～土13:00～16:00)

### ○電話教育相談

「あすなるダイヤル」県立教育研究所 0744-34-5560

### ○法的相談

法テラス 0570-078374  
法テラス奈良 0503383-5450

### ○その他の関係機関

奈良家庭裁判所本庁 0742-26-1271  
葛城支部 0745-53-1012  
五條支部 0747-23-0261

奈良市保健所 0742-93-8392  
郡山保健所 0743-53-2701  
葛城保健所 0745-22-1701  
桜井保健所 0744-43-3131  
吉野保健所 0747-52-0551  
内吉野保健所 0747-22-3051

奈良県精神保健福祉センター 0744-43-3131

奈良県消費者生活センター 0742-26-0931

奈良県教育委員会事務局 0742-22-1101 (代表)  
奈良県立教育研究所 0744-33-8900 (代表)